

改正

平成17年7月1日告示第121号

平成18年3月20日告示第12号

平成20年10月30日告示第134号

平成28年1月27日告示第2号

令和2年3月26日告示第36号

令和3年3月30日告示第63号

田村市中小企業借入金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田村市中小企業者が、近代化と自主的な経済活動を促進し、企業の安定成長を期するため、金融緩和対策の一環として、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で借入金の利子の一部を補給金（以下「利子補給金」という。）として交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定融資制度資金及び貸付限度額等)

第2条 市の指定する融資制度資金は、次のとおりとする。

- (1) 田村市中小企業経営合理化資金保証融資
- (2) 株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付
- (3) 福島県商工事業協同組合資金

2 利子補給金交付の対象とする貸付限度額は、前項第1号及び第2号については、当該制度に定める額とし、同項第3号については300万円以内とする。

(利子補給金の期間及び限度額)

第3条 利子補給金の期間は、前条第1項の融資制度に定める利率により、当該借入金額に対する利子払込開始月から24か月以内とする。ただし、延滞利子は除く。

2 前項の規定により算定した利子補給額は、15万円を限度とする。

(利子補給金の交付対象)

第4条 利子補給金の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 田村市内に住所及び事務所を有し、かつ、同一事業を1年以上営み、市税を完納している

者

- (2) 田村市内に本店の所在地を有する法人で、かつ、同一事業を1年以上営み、市税を完納している法人
- (3) 市内で開業等を行うための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者で、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始又は開始して1年以内の者
- (4) 前3号に該当するものであっても、店舗等の新增改築や施設等の整備資金については、当該店舗及び施設等の所在地が田村市内にある場合に限るものとする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付申請書（様式第1号）及び当該借入金の融資を受けた金融機関又は田村市内の商工会の利子償還額等の証明（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、利子補給金の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ、現地調査等により利子補給金を交付すべきものと認めるときは、利子補給金交付指令（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の決定に条件を付した場合は、その条件を速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第3条の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(利子補給金の交付の請求)

第7条 利子補給金の交付決定を受けた当該申請者は、利子補給金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返還)

第8条 利子補給金の交付を受けた者が、不正手段により交付を受けたときは、市長は受給者に利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の滝根町中小企業借入金利子補給金交付要綱（昭和62年滝根町訓令第3号）、常葉町補助金等交付規則（昭和49年常葉町規則第14号）又は船引町中小企業借入金利子補給交付要綱（昭和49年船引町告示第45号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年告示第121号）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第12号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第134号）

この告示は、平成20年10月30日から施行し、改正後の田村市中小企業借入金利子補給金交付要綱の規程は、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成28年1月27日告示第2号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後に対象とする貸付は、同日以後に実行されたものを適用する。

附 則（令和2年3月26日告示第36号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の田村市中小企業借入金利子補給金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実行された貸付けについて適用し、同日前に実行された貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、改正後に対象とする貸付は、同日以後に実行されたものを適用する。